



熊本市町村合併史
(三訂版)



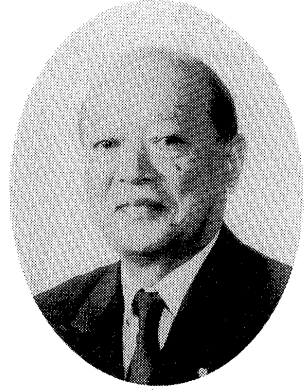


「熊本県市町村合併史（三訂版）」の発行にあたって

初版の「熊本県市町村合併史」は、戦後の日本国憲法に基づく地方自治制度特に基礎自治体としての市町村を中心とした地方行政の実現を目指して取り組まれた昭和の大合併の経緯と成果を記録した大著でした。また、改訂版は、昭和の大合併から四半世紀を経て、住民の日常生活圏が大きく拡大する中で、行政サービスの供給主体としての市町村の区域のあり方が問われ始めた時期に、この間の合併の記録も含めて編纂されました。今回の三訂版は、国内外の大きな環境変化に対応するために、我が国の様々な分野で構造改革を推進する必要性が指摘される中、市町村を地方分権の総合的な実施主体と位置づける地方分権推進一括法の施行を踏まえ、市町村の行政体制を抜本的に強化する目的から、全国的に合併が推進された平成の大合併の経緯を記録するために編纂したものです。平成一二年に策定した熊本県市町村合併推進要綱の中で、県は、市町村合併は、市町村を取り巻く環境変化及び地方分権への対応を図る上で避けては通れない課題という認識を示すと共に、将来の熊本県の姿をどのようにすべきかという課題とも密接に関連しており、県自らの課題であるという認識を示し、市町村の自主的な判断を基本とした上で、積極的な推進を図ってまいりました。その結果、平成七年の市町村合併特例法の改正時点の県下の九四市町村は四五市町村に収斂しました。特に、新法下にあつては、国内はもとより東アジア等との競争の激化が予想される中で、他の圏域からビジネスチャンスを誘引し、県全体の訴求力の向上を図り、将来の道州制の州都を目指す上からも意義有る県庁所在地の熊本市の政令指定都市移行実現は、私自身、この合併成就、政令市移行実現に深く関わりを持ったことから大変喜ばしく思っています。本県の合併史に記載された明治以降の市町村合併の動きには、現代を生きる私たちと同様に自らの地域の発展を希求して止まない、その時々々の住民の思いが凝縮されており、一つ一つの合併が、まさに民主政治の基盤をなす住民の主体的な政治参加の歴史と言えらると思えます。かつて、政治学者のj・ブライスは、その著「近代民主政治」の中で、「地方行政の住民参加は、共同の問題に関する共同の利益及び公共的義務並びに個人的義務の自覚を市民に植え付け、これを的確公正に処理しようとする関心を持たせるのに有効である」とし、「地方自治は民主政治の最良の学校であり、その成功の最良の保証人なりと言う格言の正しいことを示すものである」と説いています。平成の大合併を経て地方自治や地域のあり方に関する議論がさらに深まり本県の市町村が一層発展することを心から祈念申し上げます。

平成二四年三月

熊本県知事 蒲島郁夫



「熊本県市町村合併史（改訂版）」の発行にあたって

昭和四十四年三月の「熊本県市町村合併史」発刊は、市町村合併に取り組まれた方々の御尽力に敬意を表しつつ、本県の地方自治の発展を祈って昭和の大合併という偉業の成果と経緯を記録にとどめたものでありました。

今日、世界の経済や文化や科学技術などあらゆる分野で、いわゆるグローバル化が急速に進む中で、わが国においても高度経済成長を契機とした交通通信手段の著しい発達によって、住民の方々の日常生活圏が飛躍的に広がる等、様々な方面で大きな変化が見られるようになりました。

このようなわが国の社会経済など諸情勢の変化に伴って、市町村の合併は、広域的な行政需要への対応や地方分権推進等の観点などから、地域政策としての重要性を増しており、そのような意味で、平成五年に策定した熊本県総合計画「ゆたかさ多彩 生活創造 くまもと」においても、戦略プロジェクト「広域的生活圈づくり」の大きな柱として、市町村の自主的合併の積極的な推進を掲げているところであります。

「助けあい 励ましあい 志高く」という、新しく提唱している熊本の心は、市町村自治の基本的理念にも通じるものであると思います。市町村や住民の方々が、それぞれの地域のあるべき姿について、直面する自らの課題として積極的に検討されることを期待申し上げます。

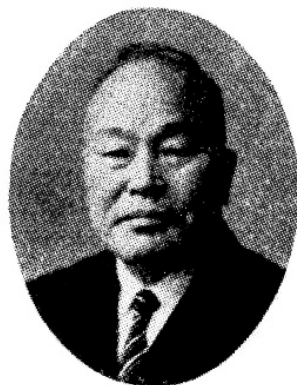
「市町村の合併の特例に関する法律」の改正によって、住民発議制度の創設など制度面での充実が図られ、合併に向けた新たな一歩が踏み出されようとしている中、「熊本県市町村合併史」の発刊後、今日まで四半世紀の間に行われた県内市町村合併の経緯や、合併をめぐる最近の動向等についてとりまとめ、ここに「熊本県市町村合併史（改訂版）」を発行致します。

改訂版の発行にあたり、改めて先達の偉業を称え、市町村自治の更なる発展を心から祈念申し上げる次第であります。

平成七年三月

熊本県知事 福島讓二

序



昭和二八年の町村合併促進法の施行により展開された町村合併は、新しい地方自治制度の精神に基づき、市町村自らの意思によって行われた画期的な大事業でありました。

幸いにして、本県下における町村合併は、関係者の絶大な御努力により、幾多の障害をこえ、所期の目的を達成することができ、誠に同慶にたえないところであります。

この間、日夜をわかず合併に尽力された関係者の方々に対し、心から敬意を表します。およそ制度の改革が行われ、時が経過するに従い、関係資料は次第に散逸し、歴史的意義を持つ時の動きも忘れられてしまいます。

そこで、早い機会に、県下の町村合併の経緯を記録にとどめておきたいと思い、熊本県市町村合併史を編さんしたわけでありますが、本書が今後の地方自治運営にいささかでも寄与できれば幸いに存じます。発刊にあたり、御協力いただいた市町村および関係者の方々に、心から感謝致します。

昭和四四年三月一日

熊本県知事 李 承 彦 作

熊本市町村合併史(三訂版) 目次

第一編 地方制度の沿革

第一章 古代の地方制度	一
第一節 古代前期の地方制度	一
第二節 律令政治と肥後	一
第三節 荘園の成立と地方制度の変貌	七
第二章 中世の地方制度	八
第一節 武家政治と土地領有の推移	八
第二節 中世の町と村	一三
第三章 近世の地方制度	一六
第一節 加藤氏時代の肥後	一六
第二節 肥後藩の地方制度	一七
一 細川氏の統治	一七
二 行政機構	一八
三 地方行政	一九
四 手永制度	二三
五 肥後藩の手永制度	二六
六 准町と在町	四四
七 村	四五
第三節 相良藩と天領	五九
一 相良藩	五九
二 天草と五箇庄	六二
第四章 王政復古後の地方行政	六四
第一節 王政復古と地方行政	六四
一 王政復古と官制整備	六四
二 地方政治の進展	六七

三 肥後藩の制度改革	七〇
第二節 版籍奉還と地方行政	七四
一 版籍奉還	七四
二 官制改革	七四
三 地方官制と府県奉職規則	七五
第三節 明治三年の藩政改革と地方制度	七七
一 藩制の公布	七七
二 熊本藩の藩政改革	七八
三 地方制度の改革	七九
第四節 王政復古後の人吉藩と天領	九〇
一 人吉藩	九〇
二 天草	九〇
三 五箇庄	九一
第五章 廃藩置県後の地方制度	九二
第一節 熊本県の成立	九二
一 廃藩置県	九二
二 熊本県と人吉県	九三
三 熊本県と八代県	九四
四 新しい白川県	九六
五 移行と新熊本県	九七
六 県政の推移	九七
第二節 県治機構の変遷	九八
一 府県官制時代	九九
二 県治条例時代	〇一
三 府県職制時代	〇八
第三節 大・小区制と下部組織の変遷	一三
一 戸籍上の大・小区制	一四

二	行政区画への移行	一一六
三	両県合併と大・小区の整備	一一八
四	大・小区制の大改正	一二〇
五	区戸長公選運動	一二一
第四節	地租改正と町村合併	一二六
一	政府の町村合併策	一二六
二	明治七年の町村合併	一二七
三	明治八年の町村合併	一三五
四	明治九年の町村合併	一四五
五	明治一〇年・一一年の町村合併	一四九
六	合併の型と新町村名	一五二
第六章	三新法と地方制度	
第一節	三新法の制定と地方体制	一五七
一	三新法制定の経過と内容	一五七
二	府県官職制の制定と県治機構	一六四
三	地方官官制と県治機構	一七三
第二節	三新法と熊本県政	一七六
一	熊本県会の発足と変遷	一七六
二	郡区町村編成法の実施	一七八
三	郡区境界の変更	一八〇
四	戸長公選から戸長官選へ	一八五
第三節	区町村会法と町村合併	一九二
一	区町村会法と区町村会	一九三
二	明治一二年の町村分合改称	一九九
三	明治一三年の町村分合改称	二〇七
四	明治一四年以降の町村分合改称	二〇八

五	人民総代	二一〇
第七章	帝国憲法発布後の地方制度と町村大合併	
第一節	市制・町村制の制定	二一三
一	市制・町村制制定の経過	二一三
二	市制・町村制の内容と特色	二一四
第二節	本県の市制・町村制実施(町村大合併)	二一九
一	市制・町村制取調	二一九
二	合併村・組合村調査	二二三
三	市制・町村制実施の手続き	二二三
四	市制・町村制の施行	二三五
第三節	府県制・郡制の公布と施行	二四二
一	府県制・郡制の制定	二四三
二	府県制・郡制施行の遅延	二四五
三	府県制・郡制の施行	二四六
四	地方官官制の整備	二五〇
第八章	改正地方制度下の熊本県	
第一節	新府県制・郡制	二五二
一	府県制・郡制の改正と熊本県	二五二
二	地方官官制の改正	二五六
第二節	新市制・町村制	二五七
一	市制・町村制の改正とその特色	二五八
二	改正市制・町村制の実施	二六〇
第三節	明治後期の町村合併	二六三
一	日露戦争前の町村合併	二六三
二	日露戦争後の町村合併	二六五
第九章	大正期地方制度の改良	

第一節	府県制の改正と郡制の変遷	二七〇
一	府県制の改正	二七〇
二	郡制廃止と郡役所の廃止	二七四
三	地方税制の改正	二七八
第二節	市制・町村制の改正と町村合併	二七九
一	市制・町村制の改正	二八〇
二	大正期の町村合併	二八二
第一〇章	昭和期（終戦前）の地方制度	
第一節	昭和初期の地方制度	二八五
一	昭和四年の制度改正	二八五
二	昭和一〇年の制度改正	二八八
第二節	軍国主義下の地方制度	二九〇
一	地方税法の改正	二九〇
二	大戦中の改正地方制度	二九一
三	県庁機構の変遷と知事の更迭	二九三
第三節	昭和期の町村合併	二九五
一	昭和初期の町村合併	二九五
二	戦時下市町村の統制強化と合併	二九六
第十一章	終戦後から町村合併促進法制定前までの町村合併	
第一節	地方自治法施行前までの合併状況	二九八
第二節	地方自治法施行に伴う市町村の地位機能の変更	二九八
第三節	シャヴプ勧告	三〇〇
第四節	地方行政調査委員会議の設置	三〇二
一	行政事務再配分に関する第一次および第二次勧告	三〇二
二	地方行政調査委員会議の勧告に対応する政府の措置	三一〇
三	地方自治法の一部改正	三二三

第五節	熊本県における合併の促進及びその状況	三二四
第十二章	町村合併促進法の制定とこれに伴う町村合併	
第一節	町村合併促進法の制定	三三八
一	法律草案から公布施行までの経緯	三三八
二	町村合併促進法の提案理由	三四〇
第二節	町村合併促進法の概要	三四一
第三節	国における町村合併推進状況	三四六
一	町村合併推進本部の設置	三四六
二	町村合併基本計画および基本方針の決定	三四八
三	町村合併促進法に基づく合併計画	三五〇
第四節	熊本県における町村合併推進状況	三七四
一	町村合併促進審議会の設置	三七四
二	町村合併促進審議会の活動状況	三七七
三	市町村に対する合併の呼びかけ	三七七
四	町村合併の展開	三八〇
第十三章	新市町村建設促進法の制定	
第一節	新市町村建設促進法制定の経緯	四〇五
一	町村合併促進法の失効	四〇五
二	町村合併の進捗	四〇六
三	未合併町村の合併促進と新市町村育成	四一二
第二節	新市町村建設促進法の施行に伴う政府の措置	四一三
第三節	町村合併最終処理方針の決定等	四二二
一	新市町村建設促進法の一部改正	四二二
二	町村合併最終処理方針の決定	四二四
第四節	新市町村建設促進法に基づく県の措置	四二六
一	新市町村建設促進審議会の設置	四二六
二	合併計画の変更	四二九

三	未合併町村に対する合併勧告	四三六
五	新市町村建設促進法施行以後の合併状況	四四八
第一章	市町村の合併の特例に関する法律の制定等	
一	市町村の合併の特例に関する法律等の制定	四五五
一	町村合併の成果	四五五
二	市の合併の特例に関する法律等の制定	四五五
二	市町村の合併の特例に関する法律の制定	四五六
一	法律制定の背景	四五六
二	国会審議の経緯	四五六
三	市町村の合併の特例に関する法律の概要	四五七
三	市町村の合併の特例に関する法律の改正	四六六
一	（昭和五〇年・六〇年の改正）	
二	市町村の合併の特例に関する法律の改正の経緯	四六六
三	全国の市町村合併の状況	四六七
四	本県における市町村の合併の状況	四六八
一	熊本市と飽託郡四町の合併等	
五	「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」の提言	四七〇
一	市町村の自主的合併の潮流	四七〇
二	「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会」の設置	四七二
三	「市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究報告書」の提言	四七二
六	第二四次地方制度調査会の答申	四七八
七	熊本県における自主的合併への取組み	四七八
八	自主的合併の推進に向けた合併特例法の改正	四七九

一	合併特例法改正の背景	四七九
二	法律案の概要	四七九
第二編	地方分権の胎動と平成の大合併	
第一章	地方分権の胎動と平成七年以降の市町村合併に関する国の動向	
一	平成の合併前夜	四八一
一	地方分権の加速	四八一
二	市町村合併に関する勧告・答申	四八二
三	地方分権推進計画	四八七
四	地方分権一括法	四八八
五	市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一〇年）	四八九
六	市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一二年）	四八九
七	市町村合併研究会	四九五
八	市町村の合併の推進についての指針	四九六
二	市町村合併推進施策の展開	五〇六
一	機運醸成の取組み	五〇六
二	市町村合併に関する答申・意見	五〇七
三	行政改革大綱	五一一
四	市町村の合併の特例に関する法律の改正（平成一二年）	五一一
五	「市町村合併推進要綱」を踏まえた今後の取組	五一二
六	二一世紀の市町村合併を考える国民協議会	五一九
七	関係意見・方針等	五二〇
八	合併協議会運営の手引き	五二三
九	市町村合併支援プラン	五二三

一〇 地方分権改革推進会議による中間論点整理	五二八
一一 市町村の合併の協議の進展を踏まえた今後の取組み	五二九
一二 市町村の合併の特例に関する法律の改正(平成一四年)	五三三
一三 今後の基礎自治体のあり方について(西尾私案)	五四二
資料 ・ 市町村合併に関する経緯	五四四

第二章 合併旧法下の熊本県における市町村合併推進の取組み

第一節 県における自主的合併推進への取組み	五四六
一 県市町村合併推進要綱策定までの取組み	五四六
(一) 市町村の自主的合併に関する調査研究	五四八
(二) 市町村合併検討支援事業	五四八
(三) 市町村合併検討マニュアル	五四九
(四) 市町村課に分権・合併班の設置	五四九
(五) 県独自の合併支援策の検討	五四九
(六) 市町村合併連絡調整会議の設置	五四九
(七) 第二次市町村合併調査研究事業(平成一〇年度)	五五〇
(八) 熊本県市町村合併研究会における調査研究 (平成一一年度)	五五一
二 県市町村合併推進要綱策定後の取組み	五五二
(一) 熊本県市町村合併推進要綱の策定(平成一一年度)	五五二
(二) 市町村課に広域行政推進室の設置等	五六四
(三) 県合併推進本部と地域推進本部の設置	五六四
(四) 県総合計画における市町村合併の位置付け	五六七
(五) 市町村長への知事親書	五六七
(六) 市町村課に市町村合併推進室の設置	五六八
(七) 熊本県市町村合併支援会議の設置	五六八
(八) 合併重点支援地域の指定	五七〇

(九) 市町村合併特別交付金制度の創設	五七一
---------------------	-----

(一〇) 将来ビジョン策定支援	五七二
(一一) 市町村合併総合マニュアルの作成	五七二
(一二) 熊本県市町村合併支援プランの策定	五七二
(一三) 市町村合併推進室における二班の設置	五七五
(一四) 市町村建設計画策定の手引きの作成	五七五
(一五) 市町村長に対する市町村合併に関する意向調査	五七五

第二節 周知啓発事業の状況	五七六
---------------	-----

一 シンポジウムによる周知啓発	五七六
二 啓発用パンフレット、新聞等各種媒体による広報	五八一
三 「作文・論文コンクール」等の実施	五八一
四 市町村合併「啓発ホームページ」の開設	五八一
第三節 県内各地域における合併検討の状況の総括	五八一
一 各地域の動向	五八一
二 住民投票・住民協議の状況	五八五
三 県議会における合併関連質問の状況	五九四
四 本県における旧法合併の総括	五九四

資料 ・ 市町村合併に関する熊本県の主な取組み	五九六
-------------------------	-----

・ 「月刊自治フォーラム」(平成一四年一月号)	五九八
・ 総務省全国担当課長会議(平成一五年五月)事例発表概要	六〇二
・ (財)熊本開発研究センター情報誌(平成一六年一月号)	六〇六
・ 「市町村合併総合マニュアル」(平成一四年三月県作成)	六一一

第三章 市町村合併の特例等に関する法律の制定と国の動向

第一節 合併新法に向けた動き	六一五
一 市町村合併促進プラン(片山プラン)	六一五
二 市町村合併の更なる推進のための今後の取組み	六一六

三	市町村の合併の特例に関する法律の改正(平成一五年)	六二〇	三	荒尾・玉名地域	七二一
四	今後の地方自治制度のあり方に関する答申	六二〇	一	荒尾	七二三
二	合併新法の施行	六二六	二	玉名地域一市八町における合併検討の経緯	七二三
三	合併特例法期限内の合併の実績	六三六	三	荒尾市における合併検討の経緯	七二八
四	平成一七年度以降の新たな合併推進の動き	六三七	山鹿・鹿本地域	七三一	
三	合併新法の施行	六二六	一	山鹿	七三三
二	合併特例法期限内の合併の実績	六三六	二	山鹿・鹿本一市四町における合併検討の経緯	七三三
一	県における自主的合併推進への取組み	六五二	三	植木町における合併旧法下での合併検討の経緯	七三五
二	県における合併新法下の市町村合併推進体制	六五二	菊池地域	七三七	
一	県における主要な取組み	六五三	一	菊池	七三九
二	合併新法下における熊本県市町村合併推進構想の策定	六五三	二	菊池北部四市町村における合併検討の経緯	七三九
一	合併新法下における県の主な取組み	六七四	三	菊池南部四町における合併検討の経緯	七四二
二	熊本市の政令指定都市実現を目指す取組み	六八四	阿蘇地域	七四九	
三	熊本市の政令指定都市移行に向けた動き	七〇七	一	阿蘇	七五一
一	宇城地域	七一一	二	阿蘇北部六町村における合併検討の経緯	七五一
二	宇城西部五町における合併検討の経緯	七一三	三	阿蘇南部六町村における合併検討の経緯	七五六
三	宇城東部二町における合併検討の経緯	七一五	上益城地域	七六一	
四	宇土市・富合町における合併検討の経緯	七一六	一	上益城	七六三
五	城南町における合併検討の経緯	七一八	二	平坦部四町における合併検討の経緯	七六三
一	宇城	七二一	三	山間部二町村及び蘇陽町における合併検討の経緯	七六六
二	宇城西部五町における合併検討の経緯	七二一	八代地域	七七一	
三	宇城東部二町における合併検討の経緯	七二一	一	八代	七七三
四	宇土市・富合町における合併検討の経緯	七二一	二	八代地域六市町村における合併検討の経緯	七七五
五	城南町における合併検討の経緯	七二一	三	八代北部二町における合併検討の経緯	七七七
一	水俣・豊北地域	七七九	一	水俣	七八一
二	水俣	七八一	二	水俣	七八一
三	水俣	七八一	三	水俣	七八一
四	水俣	七八一	四	水俣	七八一
五	水俣	七八一	五	水俣	七八一

二 田浦町・芦北町における合併検討の経緯	七八一
三 水俣市・津奈木町における合併検討の経緯	七八二
球磨地域	七八五

一 中球磨五か町村における合併協議の経緯	七八七
二 県市町村合併推進要綱策定後の動向	七八九
三 人吉・下球磨六市町村における合併検討の経緯	七八九
四 奥球磨地域三町村における合併検討の経緯	七九二
天草地域	七九五

一 県市町村合併推進要綱策定後の動向	七九七
二 天草上島四町における合併検討の経緯	七九八
三 天草下島二市九町における合併検討の経緯	七九九

第三編 市町村の概況

(市町村ごとの項の中に整理する共通の項目)

一 概況
二 市名の由来
三 平成の合併検討経緯
1 合併関係市町村の状況
2 検討の経緯
3 合併協議会における協定事項等
4 合併時の三役及び正副議長
5 合併時の関係市町村の現況表
四 昭和以前の合併検討経緯

※平成の合併が行われなかった市町村においては、三の1から5の記述はない。

※平成の合併の前に存在した市町村【 】の記述については、合併後の市町村の項にまとめて記述する。(現在の市町村から検索する。)

熊本市	八〇五
-----	-----

・ 共通項目

【旧熊本市における合併の歴史】	
【旧下益城郡富合町における合併の歴史】	
【旧下益城郡城南町における合併の歴史】	
【旧鹿本郡植木町における合併の歴史】	

八代市	八六五
-----	-----

・ 共通項目

【旧八代市における合併の歴史】	
【旧八代郡坂本村における合併の歴史】	
【旧八代郡千丁町における合併の歴史】	
【旧八代郡鏡町における合併の歴史】	
【旧八代郡東陽村における合併の歴史】	
【旧八代郡泉村における合併の歴史】	

人吉市	九〇四
-----	-----

・ 共通項目

荒尾市	九〇六
-----	-----

・ 共通項目

水俣市	九一一
-----	-----

・ 共通項目

玉名市……………九一六

・ 共通項目

- 【旧玉名市における合併の歴史】
- 【旧玉名郡岱明町における合併の歴史】
- 【旧玉名郡横島町における合併の歴史】
- 【旧玉名郡天水町における合併の歴史】

天草市……………九三三

・ 共通項目

- 【旧本渡市における合併の歴史】
- 【旧牛深市における合併の歴史】
- 【旧天草郡有明町における合併の歴史】
- 【旧天草郡御所浦町における合併の歴史】
- 【旧天草郡倉岳町における合併の歴史】
- 【旧天草郡栖本町における合併の歴史】
- 【旧天草郡新和町における合併の歴史】
- 【旧天草郡五和町における合併の歴史】
- 【旧天草郡天草町における合併の歴史】
- 【旧天草郡河浦町における合併の歴史】

山鹿市……………九七六

・ 共通項目

- 【旧山鹿市における合併の歴史】
- 【旧鹿本郡鹿北町における合併の歴史】
- 【旧鹿本郡菊鹿町における合併の歴史】
- 【旧鹿本郡鹿本町における合併の歴史】
- 【旧鹿本郡鹿央町における合併の歴史】

菊池市……………一〇〇一

・ 共通項目

- 【旧菊池市における合併の歴史】
- 【旧菊池郡七城町における合併の歴史】
- 【旧菊池郡旭志村における合併の歴史】
- 【旧菊池郡泗水町における合併の歴史】

宇土市……………一〇二〇

・ 共通項目

- 【旧天草郡大矢野町における合併の歴史】
- 【旧天草郡松島町における合併の歴史】
- 【旧天草郡姫戸町における合併の歴史】
- 【旧天草郡龍ヶ岳町における合併の歴史】

宇城市……………一〇四八

・ 共通項目

- 【旧宇土郡三角町における合併の歴史】
- 【旧宇土郡不知火町における合併の歴史】
- 【旧下益城郡松橋町における合併の歴史】
- 【旧下益城郡小川町における合併の歴史】
- 【旧下益城郡豊野町における合併の歴史】

阿蘇市……………一〇七一

・ 共通項目

- 【旧阿蘇郡一の宮町における合併の歴史】
- 【旧阿蘇郡阿蘇町における合併の歴史】
- 【旧阿蘇郡波野村における合併の歴史】

合志市……………一〇八三

・ 共通項目

【旧菊池郡合志町における合併の歴史】

【旧菊池郡西合志町における合併の歴史】

下益城郡

美里町……………一〇八八

・ 共通項目

【旧下益城郡中央町における合併の歴史】

【旧下益城郡砥用町における合併の歴史】

玉名郡

玉東町……………一〇九九

・ 共通項目

和水町……………一〇四四

・ 共通項目

【旧玉名郡菊水町における合併の歴史】

【旧玉名郡三加和町における合併の歴史】

南関町……………一一一五

・ 共通項目

長洲町……………一一二一

・ 共通項目

菊池郡

大津町……………一一三〇

・ 共通項目

菊陽町……………一一三六

・ 共通項目

阿蘇郡

南小国町……………一一四一

・ 共通項目

小国町……………一一四三

・ 共通項目

産山村……………一一四五

・ 共通項目

高森町……………一一四七

・ 共通項目

南阿蘇村……………一一五七

・ 共通項目

【旧阿蘇郡白水村における合併の歴史】

【旧阿蘇郡久木野村における合併の歴史】

【旧阿蘇郡長陽村における合併の歴史】

西原村……………一一六五

・ 共通項目

上益城郡

御船町……………一一七一

・ 共通項目

嘉島町……………一一七七

・ 共通項目

益城町……………一一八一

・ 共通項目

甲佐町……………一一八七

・ 共通項目

山都町……………一一九三

・ 共通項目	【旧阿蘇郡蘇陽町における合併の歴史】	
	【旧上益城郡矢部町における合併の歴史】	
	【旧上益城郡清和村における合併の歴史】	
八代郡		
氷川町	・ 共通項目	一一〇
	【旧八代郡竜北町における合併の歴史】	
	【旧八代郡宮原町における合併の歴史】	
葦北郡		
葦北町	・ 共通項目	一一八
	【旧葦北郡田浦町における合併の歴史】	
	【旧葦北郡芦北町における合併の歴史】	
津奈木町	・ 共通項目	一二八
球磨郡		
錦町	・ 共通項目	一三一
あさぎり町	・ 共通項目	一三六
	【旧球磨郡上村における合併の歴史】	
	【旧球磨郡免田町における合併の歴史】	
	【旧球磨郡岡原村における合併の歴史】	
	【旧球磨郡須恵村における合併の歴史】	
	【旧球磨郡深田村における合併の歴史】	

多良木町	・ 共通項目	一二五
湯前町	・ 共通項目	一二五〇
水上村	・ 共通項目	一二五二
相良村	・ 共通項目	一二五五
五木村	・ 共通項目	一二五九
山江村	・ 共通項目	一二六一
球磨村	・ 共通項目	一二六三
天草郡		
苓北町	・ 共通項目	一二六八
卷末		
市町村変遷一覧表	・ 熊本市市町村合併史（三訂版）の監修にあたって	一二七七
	あとがき（改訂版の発行にあたって）	一三六五
	あとがき（旧版）	一三七二
	監修雑感（旧版）	一三七三
		一三七四

市町村変遷図

(各地域ごとに掲載する共通の地図)

その1	平成三二年四月一日現在の市町村図
その2	平成六年四月一日現在の市町村図
その3	昭和四〇年四月一日現在の市町村図
その4	明治三二年四月一日現在の市町村図
その5	明治五年当時の自然村図

県北地域.....一三七七

県央地域.....一三八二

県南地域.....一三八七

天草地域.....一三九二